〇佐伯鶴城高等学校が所管する財産の使用許可等の申請について

　佐伯鶴城高等学校の財産の行政財産使用許可申請または県有財産貸付申請等については、従来の紙での申請に加え、電子申請にて行うことができます。

　手続き例は、次のとおりです。

|  |
| --- |
| 佐伯鶴城高等学校の所管財産であるかの確認 |
| 佐伯鶴城高等学校の所管財産であるか、事務室（0972-22-3101）までご連絡ください。 |

↓

|  |
| --- |
| 使用許可・貸付の相談・協議 |
| 佐伯鶴城高等学校が所管する土地・建物等でも、使用許可・貸付ができない場合があるため、申請を行う前に必ず事前に相談・協議を行ってください。 |

↓

|  |
| --- |
| 使用・借受の申請 |
| 使用または貸付できる場合は、申請者から学校へ「行政財産使用許可申請書」または「県有財産貸付申請書」を提出していただきます。下記のリンクから電子申請にて申請を行うことができます。   |  |  | | --- | --- | | 申請項目 | 電子申請 | | 【使用許可関係】 |  | | 行政財産使用許可申請 | 申請ページ① | | 行政財産使用料減免（免除）申請 | 申請ページ② | | 使用期間更新申請 | 申請ページ③ | | 【貸付関係】 |  | | 県有財産貸付申請 | 申請ページ④ | | 県有財産貸付期間延長（更新）申請 | 申請ページ⑤ | | 借受人変更届 | 申請ページ⑥ | | 県有財産借受人（連帯保証人）住所（氏名）変更届 | 申請ページ⑦ | | 県有財産借受連帯保証人変更申請 | 申請ページ⑧ | | 行政財産貸付料減免（免除）申請 | 申請ページ⑨ | | 【共通】 |  | | 使用目的変更承認申請 | 申請ページ⑩ | | 原形変更承認申請 | 申請ページ⑪ | | 財産災害届 | 申請ページ⑫ | | 【寄附】 |  | | 寄附申込書 | 申請ページ⑬ | |

↓

|  |
| --- |
| 使用許可または貸付契約の締結 |
| 申請に基づき、学校から「行政財産使用許可書」を交付、または学校と申請者との間で「県有財産貸付契約書」を取り交わします。 |

↓

|  |
| --- |
| 使用料等の納付 |
| 使用許可または貸付契約に基づき、算定された使用料または貸付料を納付していただきます。  　その他、使用や貸付に際して、水道料や電気料等その他の経費が生じる場合には、算定されたこれら電気料等に係る経費を申請者から定期に納付していただきます。 |

※その他

投稿の土地・建物等の使用または貸付は大分県県有財産規則等をもとに行っています。

なお、使用または貸付の内容等により使用料を減額・免除できる場合があるので、下記URLから減免基準の内容を確認のうえ、ご相談ください。

（参考）大分県総務部県有財産経営室

　　〇県有財産の使用・貸付について

[https//www.pref.oita.jp/site/baikyakukasituke/kasituketetuduki.html](https://www.pref.oita.jp/site/baikyakukasituke/kasituketetuduki.html)

　　〇使用料・貸付料の減免について

[https//www.pref.oita.jp/site/baikyakukasituke/genmen1.html](https://www.pref.oita.jp/site/baikyakukasituke/genmen1.html)